

# 建交労

# のとうきょう

建交労東京都本部機関紙

「建交労とうきょう」はいつでもみなさまからの記事や写真を待っています。

(メール) tohonbukenkouro@smile.odn.ne.jp  
ホームページ  
http://www.kenkouro.com/

発行所  
全日本建設交通一般労働組合東京都本部  
〒135-0048  
江東区門前仲町1-20-3  
東京建設自労会館7階  
電話 03 (3820)8644(代)  
fax 03 (3820)8646  
編集発行人 松田 隆浩  
1部15円組合費に含まれる(〒60円)

## 建交労 11・7 秋の中央行動開催!!

11月7日(木)、建交労は「安倍9条改憲ストップ!米軍機爆買いNO!賃上げ、雇用拡大で暮らしと経済を守ろう!」をテーマに、秋の中央行動を開催しました。東京都本部から57名の仲間が参加しました。

「交通運輸労働者の労働条件確保」を主旨とする国交省宛ての請願署名をはじめ、厚労省宛ての請願署名、経産省宛ての「国民の安心・安全確保に反する規制緩和推進政策の中止」を求める個人請願行動



国交省前にて



【都本部書記局】

全体で述べ1500名を超える労働者が決起しました。結集された皆さん、大変お疲れ様でした。19秋闘、そして20春闘を団結がんばりましょう!!

を行い、各省市に提出しました。

請願行動後は、業種部会毎に要請行動を展開。鉄道本部、トラック部会は対国交省、事業団高齢者部会は厚労省交渉、学童保育部会は議員要請行動、建設産別対策委員会(ダンプ部会、生コン部会、重機部会、建設現場部会、建設・関連部会、労災職業病部会)はゼネコン本社要請行動を実施し、それぞれ労働条件改善を訴えました。全労連・国民春闘共闘・国民大運動実行委員会主催の行動を含め、

### 10月24日バス関連支部(京王新労組)東京高裁判決

30年間無事故無違反のバス運転士が、定年後に運転士として再雇用継続されず、生活保護以下の賃金で車両清掃業務をさせられているのは不当だとして訴えている裁判で東京高裁の判決が10月24日に言い渡されました。「多様で柔軟な雇用」として容認した東京地裁の不当判決をなぞるような内容で、訴えを棄却しました。判決言い渡しは数秒で終わり、満席の傍聴席からは「不当判決!」「なんだこれは!」と声が上がりました。不当判決に屈することなく、速やかに最高裁へ上告したたかう決意です。これまでもご支援に感謝申し上げますと共に、引き続き、皆様のご支援をよろしくお願ひ致します。以下、不当判決に対する弁護団の声明です。

■本日、東京高等裁判所民事第14部(後藤博裁判長)は、定年後の控訴人ら3名に対する雇用延長差別を容認し、控訴人らのバス運転士としての労働契約上の地位を認めないばかりか、損害賠償請求も認めない判決を下

した。労働者の働く権利をないがしろにする不当判決であり、断固として抗議する。本件は、入社以来30年前後にわたってバス運転士として働いてきた控訴人ら3名について、定年後、希望するバス運転士の仕事をとり上げ、ひたすらバス車両の清掃業務に従事させ、賃金も生活扶助以下の著しい低額で定年前の年収の30%以下とする酷い扱いに対して、控訴人らがバスの運転手(継匠社員)としての地位の確認と損害賠償の支払いを求めて提訴した事件である。このような控訴人ら3名に対する扱いについて、本日の判決は、「高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図る」ことをかけた高年齢者雇用安定法の趣旨に反する不合理な差別であることを看過し、その違法性を否定した。とりわけ、本件において会社は、旧高年法のもとで定年後継続する雇用にバス運転士としていたものを2012年に同法が改正されて希望者全員の雇用が義務づけられるようになること、ひたすらバス車両の清掃業務に従事させる再雇用社員制度を設け、控訴人らに適用したものであるが、このような著しい不合理も容認してしまった。理不尽極まりない判決である。しかも、本件の雇用延長差別は、京王新労働組合(以下「京王新労」)の現職の

執行委員長のほか中心的な活動を担ってきた控訴人ら3名に対する不当労働行為であり、組合としては、労働委員会に救済を申し立てて係争中であるが、控訴人らは、本訴においても不当労働行為による違法行為として争ってきた。京王新労は、2001年に京王電鉄と連合労組が合意した大幅な労働条件変更を伴うバス部門分社化に反対して結成された労働組合であり、会社から様々な組織破壊、差別攻撃を受けている。会社の業務引き継ぎ文書においては組合員に対する差別的な査定を継続するよう指示したり、組合員について「許されるなら中央線の線路に突き落とすください」と記載するなど、会社は徹底して新労を敵視している。しかるに、判決は、本件の雇用延長差別について、不当労働行為と認めず、地位確認はもとより、慰謝料の支払いも退けた。原判決は、この点においても、到底容認できるものではない。我々は、本判決の見直しを求めて、上告するとともに、控訴人らをバス運転士として復職させ、京王新労に対する不当労働行為をやめさせるためにたたかうものであり、会社に対して、争議を全面解決するよう強く求めるものである。(建交労京王新労働組合 支援共闘会議 京王新労差別事件弁護団)

### 東京女性部憲法カフェ 「ハラスメントのない社会へ」学習会開催

東京女性部は、10月5日、都本部会議室にて憲法カフェ20「ハラスメントのない社会へ」学習会を開催しました。代々木法律事務所の水谷陽子弁護士を講師にお招きし、「そもそも憲法って」「女性の権利と憲法」「働く場での差別や暴力をなくすために」「自由と権利を自分で守ろう」について講演をしていただきました。セクシャル・ハラスメント、マタハラ、賃金差別など、その背景には社会の中のジェンダー不平等が蔓延しています。日本では6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児時間は、1日当たり夫が1.07(時間)妻が7.41(時間)(総務省社会生活基本調査)、諸外国と比較すると妻が長い時間家事労働をしている実態となっています。LGBT・SOGIハラ、性差別による事例も説明され、今後、正しい知識と理解を深めるうえで学習をしていくことが求められました。6月に国連でILO新条約が採択され「暴力とハラスメントのない労働の世

界への権利を尊重、促進、実現」することを義務付けられました。しかし5月には参議院本会議で「ハラスメント防止法」が制定され、成立した諸法制は「防止措置義務」の明記にとどまる改正でした。ILO条約を批准できるよう、国内の法整備を求めていく行動が必要だと思います。つねに、わたしたちの生活に身近な憲法であり、ひとりひとりの存在を尊重し、人としての尊厳(人権)を保障されていることを改めて学びました。講演後は、恒例のコーヒートークをいただきながら、参加者の状況報告を出し合い楽しく意見交流をしました。

「生活できる社会の実現・長時間過密労働なくそう・労働組合に入ろう」をテーマに、東京地評青年協は「東京ジャック」を新宿駅東口アルタ前で開催しました。15時からスタートした宣伝行動には、都教組青年部、全印連東京地連青年部、東京土建青年部など26組織103人が参加し、昨年の23組織80人を大きく上回りました。各青年部、組織からのリレートークでは12名の青年が、長時間労働や低賃金などの実態を報告。また、月の給料はあといくら必要?月の残業時間はどれくらい?などの質問項目を用意した街頭シールアンケートを実施し、94名の若者が回答しました。若いカップルやお友達同士が、信号待ちをしている交差点で声をかけるチャンスをおかしています。「すみません、今からお給料があといくら欲しいですか?」というアンケートをやっております、少しお時間頂けませんか?と声をかけると、意外にも多くの若者が給料や職業

を自分から話しながらシールを片手に回答してくれました。結果は、月の給料について「満足」と回答したのは全体のわずか15%程度で、残りの85%は今以上に必要と考えており「10万円以上」必要と回答した人は約3割以上のほりました。一方「お給料は高ければ高い方が嬉しいけど、今の自分の実力では多くは要求出来ない」などの声もあり、切実な若者の心情を聞く事が出来ました。月の残業時間については、「0〜20時間」が約6割(学生、アルバイトも多くいたため)となつた一方「80時間以上」が8人いました。最低賃金については、「時給1500円」が妥当と回答したのは約5割で、現行の「1013円」が妥当と回答したのはわずか3人でした。また、「時給1500円になったらなにができるか、またなにができるようになるか」(自由記述)という質問には、「貯金」と回答したのが22人と圧倒的に多く、次いで「旅行8人」「住居関連(一人暮らしをしたい、きれいな家に引っ越したい、家を買いたいなど)7人」でした。その他「自分に合う仕事を探せる」「自分の好きなことに自由に使いたい」「資格をとりたい」

「車を買いたい」「服を買いたい」「靴を買いたい」「株を買いたい」「時計が買いたい」「贅沢したい」「デジカメ、パソコンを買いたい」「おいしいものを食べたい」「免許をとりたい」「歯の矯正をしたい」「子どもで学費で悩まなくなる」「デイブニーに行きたい」「心から楽しく過ごせるようになる」など回答がありました。建交労東京からは鉄道東京の秋山青年部長がリレートークに参加し、神田支部の吉田青年部委員が沿道で宣伝行動に参加しました。行動後は交流会が開催され他の単産の多く若者とと交流することが出来ました。東京都本部に結集する支部の皆さん、是非来年は一緒に参加しましょう!

【都本部書記局】



憲法カフェNO. 20(写真中央水谷陽子弁護士)

### 東京地評青年協主催 「東京ジャック新宿東口アルタ前」開催

た。若いカップルやお友達同士が、信号待ちをしている交差点で声をかけるチャンスをおかしています。「すみません、今からお給料があといくら欲しいですか?」というアンケートをやっております、少しお時間頂けませんか?と声をかけると、意外にも多くの若者が給料や職業

### 組合掲示板

- 12月 5日(木) 9時~全労連・東京地評  
争議支援総行動(バス関連支部(京王新労組))  
京王電鉄本社前(聖蹟桜ヶ丘駅前)
  - 12月 8日(日) 10時~東京都本部春闘  
討論集会/トラック健保会館(市ヶ谷駅)
  - 12月23日(月) 11時30分~バス関連  
支部(京王新労組)中労委・不当命令取り消  
し裁判/東京地裁631号法廷
- 【2020年】
- 1月11日(土) 14時~20年新年旗開き  
トラック健保会館(市ヶ谷駅)
  - 1月25日(土)~26日(日) 建交労第  
21回中央委員会/台東区民会館
  - 2月 2日(日) 10時~第25回建交労東  
京都本部委員会/トラック健保会館



最低賃金を1500円以上に!



ハラスメントをなくそう!